

この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都、自転車を利用する者、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律(昭和45年法律第16号)第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業(請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業(請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第7条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第15条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第16条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(安全な自転車の利用)

第17条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(点検整備の実施)

第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条の2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入措置が講じられているときは、適用しない。

平成25年 3月29日 公布

平成25年 7月 1日 施行

令和 元年 9月26日 改正条例公布

令和 2年 4月 1日 改正条例施行

ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

8 生徒の自転車通学における自転車損害賠償保険等への加入について (通知)

生徒の自転車通学における自転車損害賠償保険等への加入について (通知)

令和元年12月6日付31教指企第1561号により教育庁指導部指導企画課長から都立高等学校長及び都立中等教育学校長宛て 通知

このことについて、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づき、今後、全ての都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）において、生徒の自転車通学を許可する場合に、自転車損害賠償保険等への加入を必須条件といたしますので、下記のとおり、各学校において取組の徹底をお願いします。

記

- 1 目的
自転車通学する生徒が、加害者となる事故を起こしたときに、損害賠償に適切に対応できるようにする。
- 2 実施時期及び対応
(1) 令和2年4月1日から、生徒に自転車通学を許可する場合の必須条件とする。
(2) 令和2年度以降の自転車通学申請手続きの際に、保険への加入が済んでいることを確認する。
【確認例】
○ 自転車通学届の用紙に、P T A 保険等への加入済を確認するチェック欄を設ける。
○ 同用紙の裏面に、保険証書の写し等の貼付を求める。 など
- 3 生徒及び保護者への指導・啓発に関する取組
本年度中に、令和2年度以降、自転車通学を予定している生徒及び保護者に対し、自転車損害賠償保険等への加入が必須条件になることについて指導・啓発を行う。

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 (令和2年4月改正)

第27条

自転車利用者（未成年者を除く。）は、(中略) 自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

第27条の2

保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、(中略) 自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

9 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について (通知)

令和2年1月20日付31教指企第1758号により教育庁指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、令和元年6月5日付31教指企第407号により、風水害発生時の避難行動を事前に確認できるようにするため、全ての児童・生徒に「東京マイ・タイムライン」のセットを配布し、その意義の指導と、家庭での作成に向けた啓発をお願いしたところです。

その後、令和元年9月以降に発生した台風15号及び19号により、都内にも大きな被害がもたらされるなど、改めて風水害から命を守るための取組が喫緊の課題となっています。

つきましては、令和2年度から、全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用して、下記のとおり生徒への指導を行うようお願いします。

記

- 1 ねらい
全ての生徒に、風水害から身を守るための避難行動等を確実に身に付けさせる。
- 2 実施内容
全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。
- 3 実施対象
原則として、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の第1学年
※ 学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。
※ 特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。
- 4 実施時期
原則として、令和2年4月から7月までの間
※ 学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。
※ 令和2年6月上旬に、第1学年の生徒に配布する「東京マイ・タイムライン」のセットが東京都総務局から各学校に送付される予定である。
※ セットが送付される前に指導を行うことを希望する学校については、白黒で印刷した「東京マイ・タイムライン」のシートを希望枚数分送付する（別途意向調査予定）。
※ 「東京マイ・タイムライン」は、東京都防災ホームページに掲載されており、ダウンロードして活用することも可能である。
- 5 教育課程への位置付け (例)
各教科・科目、総合的な探究の時間、ホームルーム活動、学校行事（避難訓練の事前・事後、宿泊防災訓練時）等
※ 指導に係る時間については、学校の実態等に応じて設定する。
- 6 指導内容・方法等
(1) 令和2年4月に送付予定のモデル授業展開例を参考にするとともに、教材動画を活用する。
※ モデル授業展開例については、1単位時間の授業として実施する場合と、宿泊防災訓練時等において20分程度で実施する場合の「ひな型」として提供する。
※ 教材動画は、「東京マイ・タイムライン」作成手順や作成に当たったポイントなどを包含した映像資料となっている（東京都総務局作成）。
※ 教材動画は、これを視聴することにより、必ずしもその場に「東京マイ・タイムライン」のセットの準備がなくても、家庭で作成するための事前指導として完結するよう構成されている。
(2) 「防災ノート～災害と安全～」50ページの「わが家の防災アクション」の箇所を自宅で記載するよう指導する。
(3) 生徒への指導の中で、家庭で「東京マイ・タイムライン」を作成することの重要性を啓発し、指導後に同セットを持ち帰らせる。
- 7 その他
(1) 各学校で「令和2年度学校安全計画（全体計画）」を作成する際、「安全学習及び安全指導の指導方針等」にある「災害安全」に、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施について記入する。
(2) 令和3年1月に、学校防災教育推進事業実施報告書（毎年度実施のもの）の中で、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導の実施状況についても、報告をお願いします。